

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市障がい者福祉計画（第4期）（素案）

2 案件の概要

現行計画（第3期）は、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画となっており、今年度末で計画期間の満了を迎えることから、新たに令和2年度から5か年を計画期間とする次期計画を策定するものです。

次期計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」や神奈川県「かながわ障がい者計画」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるもので、本市の総合計画を上位計画とした個別計画です。

支える人と支えられる人に分けられることなく対等な立場で地域を構成する一員として、障がいの有無だけでなく、障がいのある人の年齢や性別に関わらず、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現を目指していきます。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	7 人	31 件
団体から	10 団体	58 件
合計	17	89 件

(2) 意見内訳

項目	件数 (件)
全体に関する意見	8
第1章 計画の策定にあたってに関する意見	1
第2章 障がい者福祉の現状に関する意見	4
第3章 計画策定に向けてに関する意見	1
第4章 基本理念・重点目標・基本目標に関する意見	2
第5章 施策の推進に関する意見	73
合計	89

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	10
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	27
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	37
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	15
合計		89

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	全体	<p>「平塚市障がい者福祉計画」は、障がい児童も含まれているので、明確にするため「平塚市障がい児・者福祉計画」にしたほうが適切である。国の制度名に捉われずに「平塚市」としての姿勢、方向性を打ち出すべきだと思います。とくに基本目標1は「育む」であり、子どもからの切れ目のない支援を進めることをうたっている以上、表題も整合性をとるべきだと思います。</p>	<p>本計画は障害者基本法に策定が義務付けられている「市町村障害者基本計画」であることから、同じ表記としております。</p>	エ その他
2	全体	<p>「障害」の「害」は「がい」と表記する件について、結論は、平塚市の方向性に賛成です。ただし、関連するエピソードとして意見を述べます。</p> <p>私は以前、障がい当事者の方から、「障害は社会の側にあり、我々はその害を受けているのだから、害は漢字の害のままでよい」という説明を受けたことがあります。しかし、その理屈であれば障害を受けているので「被障害者」になると思います。このような同じ意味の表記で、成年後見制度では「被後見人」という形で使われています。また害を受けているのであれば文字通り「被害者」となります。しかし、「障害者」については、このような使い方は通常ありません。</p> <p>よって「障害者」は「差し障りがある者、害がある者」という解釈になってしまいます。つきましては、「障害者」は「障がい者」のほうが誤解はなく、</p>	<p>法令上の規定や制度を除き、「障害」の表記を「障がい」とすることについて、引き続き全庁的に取り組んでまいります。</p>	イ 反映済み

		害が与える負のイメージは軽減されると思います。		
3	全体	前期の計画とそれほど大きな変化はないんだなという風に思わざるを得ない。	本計画は、庁内で議論を重ねるとともに多くの関係者の皆様から御意見をいただき策定しております。	エ その他
4	全体	<p>懇話会では、障がい関連団体者から、単語の一つからの意味からくるイメージを少しでも理解しやすい訂正発言が出ていました。</p> <p>高齢者、生活弱者関係者の参加者がおられないため、この方面の意見が出ていませんが民生委員の立場では専門的な知識からの意見ができなかったことは反省しています。しかし、民生委員は受け持ち地域内で支援を求められた場合、包括などの専門家に話を繋げるしかできませんし、専門的な知識は持ち合わせていません。地区の自治会からの推薦で選出されていますから、過去に福祉関係の経験は殆どありません。</p> <p>平塚市民生委員児童委員協議会には、専門部会として「心身障がい者部会」がありますが、福祉の初歩的な研修と施設訪問で終わっており、3年毎の改選で委員が交代しています。</p> <p>福祉計画（3期）もほとんど手つかず利用できていないのが現状です。発行までの懇話会での意見具申はできませんでしたが、（4期）については研修を含めた活動に使用していきたいと思えます。</p> <p>素案を読んで事務局の活動と、懇話会での関係者の熱意は受け取らせていただきました。</p>	<p>本計画を策定するにあたり、多くの関係者の皆様から、御意見と御協力をいただき進めてまいりました。</p> <p>策定後は関係機関等と連携を図りながら、この計画の推進に向けて取り組んでまいります。</p>	エ その他

5	全体	<p>平塚市障がい福祉計画第四期（素案）につきまして、内容を確認させていただき、僭越ながら意見を述べさせていただきます。当事業所は精神障がい者を対象にした就Bの施設であり、障がい福祉課様とは、平作連を通じて、福祉ショップありがとう等の運営で大変お世話になっております。</p> <p>平塚市の障がい者福祉に対する熱意は素晴らしく、平塚市障がい福祉計画第四期（素案）の内容にもよく反映されていると感じております。文中の一字一句に配慮や拘りを感じます。とても素晴らしい福祉計画ができたのではないかと考えております。</p> <p>今後は、この福祉計画をいかに実行に移していけるか、また多くの市民にこの取り組みを知っていただくかが、鍵だと考えております。</p> <p>今回、福祉計画の愛称を募集されたことも素晴らしい取り組みだと思います。素晴らしい福祉計画も実行に移せなければ、意味のないものになってしまいます。</p> <p>今後は、実施に向けた取り組みを微力ながらお手伝い出来ればと考えております。</p>	<p>本計画を推進することで、障害福祉サービス事業所や関係機関等との連携は欠くことができないものと考えています。</p>	<p>エ その他</p>
---	----	---	--	------------------

6	全体	<p>身近として地域交流が一番いいのですが、ろう者はどちらかというと消極的。なぜか。会話が困難。関わりたくない。面倒くさい。</p> <p>防災訓練、運動会、公民館でのイベント、フェスティバルなどに参加に積極的に参加するよう市の広報誌、自治会のチラシなどでPRする。手話通訳、要約筆記をご希望の場合はファックスをくださいという文章の追記を。ろう者の申請があったら自治会や主催者側で手話通訳を手配するという配慮を考慮して欲しい。</p> <p>あるいは訓練やイベントの時、自治会の役員が簡単でもいいから手話で話しかけてみてください。継続的に続けていくことが重要。</p>	<p>今後の取組を進める上での参考にさせていただきます。</p>	ウ 参考
7	全体	<p>「才能」や「能力」という言葉について、優勢思想や価値に繋がるような言葉ではなく、「可能性」という言葉はどうか。</p>	<p>一人一人の才能や能力に違いはありますが、優劣はないものと考えています。</p>	イ 反映済み
8	全体	<p>携帯電話の使用により道路などで事故が起きています。路上や公共の場所でのマナーを周知して下さい。</p>	<p>本計画での対応は難しいと考えますが、ご意見として伺います。</p>	エ その他
9	第1章 計画の策定にあたって	<p>時系列に並べたほうが読みやすいです。時代が逆戻りすることは違和感があります。「平成28年に「障害者差別解消法」…」「平成29年2月には…」「平成30年4月には…」から、次はSDGsの話題となり「平成27年9月に誰一人取り残さない…」と時代が遡ります。</p>	<p>当該記述は「本市の状況」「法律等の新規施行や改正」「国・県における計画の状況」の内容に分けて記載しております。</p>	エ その他

10	第2章 障がい者福祉の現状	重度障害者医療費助成額について、県の負担割合は1/2で市の負担割合は1/2と思ったのだが、この数字は正しいものか。	重度障害者医療費助成に係る神奈川県からの補助率については、1/2です。ただし、本市では県の補助要綱を上回る助成を行っているため、助成額の1/2を上回る負担をしています。	エ その他
11	第2章 障がい者福祉の現状	現在の生活状況や将来について、介助を行う人は家族が多い結果となっているが、いつまでも家族が面倒を見ないといけない結果とも捉えられる。これは、経験や将来の選択肢が限られてしまっているからではないか。その背景を配慮して計画を作成してほしい。	ご意見を参考にしながら、共に支え合えるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。	イ 反映済み
12	第2章 障がい者福祉の現状	「障がい者が外出する時の移動手段について」の設問が欠けている。	本文に掲載したアンケート調査結果は、第3期アンケート調査との比較結果及び今回新たに設けた設問の結果について記載しています。 ご意見の設問も含め、全体のアンケート調査結果については、「資料編」に記載しました。	ア 反映
13	第2章 障がい者福祉の現状	「障がい者が外出する時の移動手段について」の設問が欠けている。今後の取組の中で検討を加えていただきたい。	本文に掲載したアンケート調査結果は、第3期アンケート調査との比較結果及び今回新たに設けた設問の結果について記載しています。 ご意見の設問も含め、全体のアンケート調査結果については、「資料編」に記載しました。 なお、アンケート調査結果については、取組の参考としています。	ア 反映

14	第3章 計画策定に向けて	<p>本市における要支援者名簿の作成はどうなっているのか。</p> <p>又、災害の発生に備えた地域の避難支援の関係者（例えば民生委員の方）への提供、更に支援が必要（移動の移送手段）な障がい者及び要介護高齢者などの把握がどのくらい進んでいるのか。今後は、この進捗度を大幅に引き上げる必要があると考えます。</p>	<p>「避難行動要支援者名簿」についてですが、「避難行動要支援者登録制度」の様式第1号により制度登録された方の名簿を民生委員児童委員等に提供しています。また、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、本市障がい福祉課の障害者手帳の情報などから集めた情報を基に、全対象者の名簿を整備しております。</p> <p>登録者と避難支援者のマッチング率に目を向け、進捗率の向上を図れるよう努めてまいります。</p>	イ 反映済み
15	第4章 基本理念・重点目標・基本目標	<p>障がい児・者の「個性、特性」は、「障がい」も個性、特性の一部であるかのようにとられがちです。障がいのハンディ部分も含めて総合的に成長の中で形成された人格、性格であるので、大きな意味では個性、特性という意味はわかります。ただし、それは医学モデルとしての「機能障がい」を指します。基本理念で訴えたいことは、社会モデルとしての社会側にあるバリアを取り払うことだと思います。よって基本理念の前文の導入部分で、以下のような趣旨を入れていただきたいと思います。</p> <p>「障がい」とは、機能障がいを有する人を取り巻く社会がつくっているものです。社会の側にある壁(バリア)を取り払い、合理的配慮をもって、多様性を認め合う寛容な社会こそが共生社会であり、誰もが安心して暮らせる社会です。」</p>	<p>「障がいの社会モデル」に関する考え方は、基本理念の説明の中で「障がい」や「障がい者」に対する理解や配慮がされた社会的障壁のない社会が求められており、障がいの有無にかかわらず、その人自身もそして、周囲の人からも尊重される社会を実現することが必要です。」と記載しています。</p> <p>また、「障がいの社会モデル」については、重点目標の中で説明をさせていただいており、取組の中でも実現できるように推進していきます。</p>	イ 反映済み

16	第4章 基本理念・重点目標・基本目標	「障がいのある人もない人も…」は、「障がいに関らず、すべての人が…」という表現のほうが、市民ひとりひとりが自分も対象であるのだということを認識する表現だと思います。基本理念であるので強い表現のほうが、より伝わりやすいと思います。	ご意見を参考に「障がいの有無にかかわらず、すべての人が」に修正いたします。	ア 反映
17	第5章 施策の推進	101事業の総合的評価として、各目標で設定した成果指標が、あまりにもごっくろすぎます。その指標をもって、評価できるのは一部分に過ぎませんので全体の評価にはなり得ません。各事業の目標達成率の平均等で評価すべきだと思います。	本計画の評価につきましては、各目標に掲げた KPI 及び成果指標と合わせ、各取組についても進行管理を進めながら、総合的に評価をしております。	イ 反映済み
18	第5章 施策の推進	計画はとてもいいと思います。ただ1点、重点目標の施策1と他にも出てくる「醸成」という言葉が、意味は分かるのですが、もう少し分かり易い平易な言葉はないのでしょうか？なんとなくちょっと違和感を感じてしまいます。	上位計画である「平塚市地域福祉リーディングプラン」と整合を図り、統一しています。	エ その他
19	第5章 施策の推進	1. p49 「施策1 思いやりの心の醸成」について p40の重点目標に「社会的障壁を取り除くのは社会の責務です」とあり非常に大切な示唆だと感銘を受けております。 津久井やまゆり園事件が突きつけた優生思想という課題を胸に刻み、 社会モデルで障がいを捉えることが原点だと思っております。 他人事ではなく、皆の意識が変わらないと、バリアフリーは推進されません。	「障がいの社会モデル」については、重点目標の中で説明をさせていただいており、取組の中でも実現できるように推進していきます。	イ 反映済み

		<p>「思いやりの心」ではまだ、距離を感じます。</p> <p>「障がいを作り出しているのは、周りの社会だと認識し、」など社会モデルを明言した文章を追記して下さると嬉しいです。誰もが障がい者になる可能性があります。</p> <p>それゆえ、健全と障がいは地続きではないかと思っております。</p>		
20	<p>第5章 施策の推進</p> <p>1 障害者週間における啓発活動の促進</p>	<p>障がい者の日キャンペーンを障がい福祉課が中心となり開催しているが、もっと市全体で取り組みをしていただきたい。</p>	<p>障がい理解につながる啓発は、総合的に重点目標の取組の中で進めてまいります。</p>	<p>イ 反映済み</p>
21	<p>第5章 施策の推進</p> <p>1 障害者週間における啓発活動の促進</p>	<p>現状「期間中のイベント数」が「べント数」になっている。誤字。</p>	<p>ご指摘のとおり、「イベント数」に修正いたします。</p>	<p>ア 反映</p>
22	<p>第5章 施策の推進</p> <p>4 ふれあい教育の推進</p>	<p>重点目標「認め合う」の最も重要な教育部門であり、共生社会の推進の核心であると思えます。障がいに対しての差別、偏見は無知、無関心からきます。子ども時代からのインクルーシブな教育環境が重要となりますので、もっと具体的な内容を項目を立てて説明して、しっかりした目標を立ててください。</p>	<p>ふれあい教育については、学校教育活動全体を通して行うものであるため、具体的に内容項目を立てるというものではないと考えます。市内の各小中学校では、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通して、福祉についての理解や関心を深める学習をしております。例えば、点字・車椅子・高齢者疑似体験等の福祉体験や特別支援学校、障がい者施設、高齢者施設との交流が行われております。また、ボランティア活動の参加も呼び掛けております。今後も、計画的、継続的なふれあい教育を実施することを各園・学校に働きかけてまいります。</p>	<p>エ その他</p>

23	<p>第5章 施策の推進</p> <p>5 手話・要約筆記の普及</p>	<p>手話、要約の普及は分かるが、視覚障がいの場合、点字技能士という資格がある。合格率は低い。受験するためには、講習会と実際の試験費用が3万円程度掛かる。平塚の点訳奉仕団の人たちも受験したいという希望はあるが、費用の掛からない点字指導員の検定を受験している。こういう普及をしてほしい。そうゆう人が増えれば、事業所で雇用され、市役所からの通知が来ても今は文字がいっぱい書いてあると読まない人がいるが、読んでもらえる。</p>	<p>点字技能士の重要性については、本市でも承知しております。他市の状況等を参考に研究してまいります。</p>	ウ 参考
24	<p>第5章 施策の推進</p> <p>7 障がい者への差別解消と合理的配慮の促進</p>	<p>「西部」が「西武」となっており、誤字である。</p> <p>湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消法支援地域協議会のフォーラムについて、関係者の参加となってしまっているので、一般の参加者が参加できるようにしてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「西部」に修正いたします。</p> <p>湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消法支援地域協議会のフォーラムにつきましては、現在も一般の方に参加をしていただいておりますが、より多くの方に参加していただけるよう工夫に努めてまいります。</p>	ア 反映
25	<p>第5章 施策の推進</p> <p>7 障がい者への差別解消と合理的配慮の促進</p>	<p>職員に向けた研修については知っているが、一般市民向けに周知をしてほしい。</p>	<p>障がい者への差別解消と合理的配慮については、各種イベントで啓発用リーフレットを配布するほか、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消法支援地域協議会のフォーラムなどを通じ、市民の皆様へ引き続き周知してまいります。</p>	イ 反映済み

26	第5章 施策の推進 8 「心のバリアフリー」の推進	オリンピック・パラリンピックは、契機となりますが、2020年の単発であるので別立てにしていいと思います。福祉計画の補足的、追加的計画に位置付けて、「共生社会ホストタウン」として国に登録された経緯を説明すればいいと思います。 心のバリアフリーの推進については、イベントにからめたPR活動に終わらない、本質的な全市を巻き込んだ取り組みにしたいと思っています。	共生社会ホストタウンについてはオリンピック・パラリンピック大会終了後も継続して心のバリアフリーの取組を推進していくことを要件に登録されたことから、本計画に位置づけをします。 取組については庁内関係課や各種団体・企業等と連携し、多くの市民が参加できる内容となるよう実施していきます。 併せて、分かりやすくするため、用語解説に「共生社会ホストタウン」を追記しました。	ア 反映
27	第5章 施策の推進 8 「心のバリアフリー」の推進	オリパラ終了後の取組はどのようになるのか。また、気持ちの現れである「心のバリアフリー」だが、人に対する与え方は非常に難しいが、市民がやさしさを求められる取組にしてほしい。	お互いの「違い」や「良さ」を知ること等を進めるため、地域全体で障がいへの理解を深めることを重点目標「認め合う」として、各種取組を推進していきます。また、オリンピック・パラリンピック大会終了後の取組については庁内関係課や各種団体・企業等と連携し、障がいのある人の社会参加に向けた意欲喚起や市民の障がい理解を深める事業を実施していきます。	イ 反映済み
28	第5章 施策の推進 13 手話・要約筆記の普及	目標値について、現状値での数値では回数が少なく、養成には時間がかかるので、入門・基礎コース、レベルアップコース、通訳者養成コース、全体で80回コースになるようにしてほしい。	手話及び要約筆記の普及を図るために、意思疎通支援者の養成的重要性は認識しており、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ 参考
29	第5章 施策の推進 16 意思決定支援の推進	必要な支援などが行われることを推進するにあたり、もう少し具体的な目標を立ててほしい。	意思決定支援に向けて、まずはその基礎となる国のガイドラインの普及が大切だと考えています。	エ その他

30	第5章 施策の推進 17 職員の研修の充実	簡単な視覚障がい者の文字のこと、点字のことを研修に加えていただきたい。課名ぐらいかけたらいいなと思っている。	福祉部や健康・こども部職員を中心とした研修の中で点字に関する基本的な情報を講義するなど、研修内容の充実を図ります。	ウ 参考
31	第5章 施策の推進 18 ティーチャーズトレーニングの推進	支援に関わる職員とはどのような職員のことを指しているのか。また、トレーニングの内容について、当事者やその家族の意見を取り入れてほしい。	これまで、保育士や幼稚園教諭・学校教諭、放課後等デイサービスなどの事業所職員等が受講しています。ティーチャーズ・トレーニングは、主に発達障がいのある子どもの保護者向けプログラム「ペアレント・トレーニング」を保育園や幼稚園・学校の先生向けにアレンジしたもので、全国各地で取り入れられています。効果的な声かけの方法など、発達障がい等がある子どもだけでなく、すべての子どもに応用できる内容となっています。	エ その他
32	第5章 施策の推進 22 障がい福祉PR事業の推進	施設側の人員不足によりショートステイ等が利用できません。職員の増員のための働きかけを。	今後の取組を進める上での参考にさせていただきます。	ウ 参考
33	第5章 施策の推進 22 障がい福祉PR事業の推進	説明文では「人材確保を図るため」とありますが、喫緊の課題は、福祉人材の確保・育成です。マンパワーがなければ福祉は成り立ちません。保育、高齢の分野では市行政が連携して求人活動を既に行っています。障がい分野も連携しての推進をお願いしたいと思っています。よって表題を「障がい福祉に従事する人材の確保・育成の推進について」に変更してもらいたいと思います。	この取組は、事業所のイメージアップと事業内容の紹介を通じた職員のモチベーション向上を図ることについても目的としており、それにより障がい福祉事業所などの人材確保に繋がるものと考えております。今後、取組を進めるにあたっては、事業所と十分に連携を図っていきます。 なお、人材の育成については「障がい福祉事業所向け研修会の推進」や「相談支援専門員などに向けた研修会の推進」の中で取り組むこととしております。	ア 反映

34	第5章 施策の推進 22 障がい福祉PR事業の推進	58ページの「職員紹介」について どのような形で職員をウェブに載せるのかは、慎重に行って頂きたい。氏名や写真などは職員のプライバシーに影響するので、無条件に掲載するのは危険と感じる。例えば、DVから逃げてきた職員もいるかもしれないし、以前には職員の氏名から自宅を割り出して脅迫につながった事例もある。職員退職や異動に伴う管理も困難と思われる。	職員紹介については、本人同意のもと、プライバシーに十分配慮してまいります。	イ 反映済み
35	第5章 施策の推進 22 障がい福祉PR事業の推進	ショートステイで施設の部屋は足りているのに、職員が不足して利用できない状況となっているので、しっかりと稼働できるようにしてほしい。	ご意見は今後の取組を進める上での参考にさせていただきます。	ウ 参考
36	第5章 施策の推進	地域で就学する流れがある中で、小学校は支援級で中学校は養護学校となってしまう手薄い支援では親子ともに不安になるので、教育の質を保証してほしい。	今後も一人一人の教育的ニーズに合った最も適切な教育の場を踏まえ、保護者の意向を大切にしながら就学相談を行ってまいります。また、より多くの教職員が障がい特性を理解し指導力が向上するように研修会等を開催するとともに、支援を必要とする児童・生徒に対する校内支援体制が充実するよう努めてまいります。	イ 反映済み
37	第5章 施策の推進 23 地域療育システム事業による連携の推進・強化	現状「未就学」が「未就額」になっている。誤字。	ご指摘のとおり、誤字を修正いたします。	ア 反映

38	第5章 施策の推進	就学するにあたり、障がい者だからといって、支援学級に振り分けられてしまわないようにしてほしい。	今後も一人一人の教育的ニーズに合った最も適切な教育の場を踏まえ、保護者の意向を大切にしながら就学相談を行ってまいります。また、平塚市教育支援委員会において適正な就学相談・指導及び必要な支援についての審議を行ってまいります。	イ 反映済み
39	第5章 施策の推進 25 介助員派遣事業の充実	特別支援学級だけでなく、普通学級にも介助員を配置してほしい。	介助員の派遣については、一人一人の教育的ニーズを考慮し、児童・生徒が安全で円滑な学校生活を送れるように適正な派遣について検討してまいります。	ウ 参考
40	第5章 施策の推進 25 介助員派遣事業の充実	特別支援学級の生徒が増加しており、介助員の必要性が求められているので、介助員の時間制限などなくし、授業中にいられるようにしてほしい。	通常の学級在籍の児童・生徒に対しては、今後も平塚市教育支援委員会の審議において、介助員を派遣することで安心・安全な学校生活を送ることができると判断された場合に派遣をいたします。	イ 反映済み
41	第5章 施策の推進 25 介助員派遣事業の充実	教室移動の際に移動が難しい子どももいるので、介助員等の支援をお願いしたい。	介助員は児童・生徒の教育的ニーズを考慮したうえで総合的に検討して派遣しています。今後も、児童・生徒が安全で円滑な学校生活を送れるように一人一人の教育的ニーズをしっかりと把握し派遣してまいります。	イ 反映済み
42	第5章 施策の推進 36 障がい者福祉ショップ事業の推進	福祉ショップについて、生産性や売り上げだけが目的ではなく、心無い言葉を掛けられることもあるということも認識していただきたい。	障がい者の自立と就労支援及び社会参加の促進を図るため実施してしているため、工賃向上につながる取組を推奨しています。また、障がい理解を深める取組も推進しているため、どちらの取組も大切にしていきます。また、心無い言葉が掛からないよう、すべての人が障がい者の生き生きと活躍する姿を目の当たりにして、障がいに対する理	イ 反映済み

			解や認識を深められる取組を推進していきます。	
43	第5章 施策の推進 42 市職員の障がい者採用の推進	目標のところに、「障がい種別など、その特性に応じて力を発揮できる環境づくりに取り組む」と書いてあるが、「障がい別に採用する」と明記してもらいたい。	障がい者の就労については、障がいの特性に応じた雇用の可能性について、障がい者雇用推進委員会等で研究し、積極的な雇用確保に向けた取り組みを進めてまいります。	エ その他
44	第5章 施策の推進 43 ワークステーションによる障がい者就労の支援	視覚障がい者の場合、就労が困難なことがあるので、事務系に就労する場合は不安や困難なことがあると思うので、夢のタネで研修を受けて、一般のところに入る意欲が持てるようにして、その中で市の職員の採用に繋がっていてもいいのかなと思っている。	ワークステーションひらつか「夢のタネ」は、平成27年2月に開設して、知的障がい者及び精神障がい者を対象として運営しています。 今後も、障がいの特性に応じた雇用の可能性について、引き続き研究を進めてまいります。	ウ 参考
45	第5章 施策の推進 43 ワークステーションによる障がい者就労の支援	目標のなかで「すべてのスタッフが雇用期間内に一般就労が出来るように支援します」とありますが、ご本人の希望により、引き続き市職員として採用継続できるコースも検討してください。理由は、市がしっかり直接雇用をして身分保障するという姿勢を示すべきだと思います。正式な市の採用試験の筆記試験等は、身体、精神の方は受かる可能性がありますが、知的の方は不利であり難しい面があります。だからといって知的の方は就労移行支援方式の有期限の入れ替わり制というのはおかしいと思います。夢のタネの実績を評価して採用継続として、各部署へ配属すべきだと思います。そうならば市役所の各部署の心のバリアフリーが進みます。	ワークステーションひらつか「夢のタネ」は、障がい者の働く場の創出や障がい者の一般就労への支援を主な目的に設立しました。 「夢のタネ」は最終的な就労先ではなく、一般就労へのステップアップの場であることと、障がい者を持つ多くの方に機会を提供するため、有期雇用としています。 今後も、障がいの特性に応じた雇用の可能性について、引き続き研究を進めてまいります。	ウ 参考

46	第5章 施策の推進 4.4 就労定着支援の促進	就労者の雇用継続の状況把握と長期雇用となるように支援と見守り、企業への働きかけ。	ひらつか就労援助センターやハローワーク平塚等と情報共有を図りながら支援等を進めてまいります。	イ 反映済み
47	第5章 施策の推進	ふれあいキャンプが廃止されたが、他の学校との交流できる大きな意味があると思うので、体制を整えてほしい。	文化・芸術活動やスポーツなどの振興での取組の中で、様々な形での交流促進を図ります。	ウ 参考
48	第5章 施策の推進 4.9 当事者自主活動の促進	最近、中途失明の方が多くヘルパー利用が多いが、ヘルパーの確保が中々できない状況。そうすると、ひとりで出掛かられる交通手段がないと困ると思うので、交通手段の確保のことを考えていただきたい。このことは、福祉有償運送を利用しやすいようにしていただけたらいいのかなと思う。急遽医療機関に行くときにヘルパーの確保ができないとどうしてもタクシーで行かないといけないこともでてくるので、タクシー券の枚数をもとに戻してほしい。	外出支援については、障害福祉サービスや福祉有償運送、タクシー利用料金の助成等で総合的に対応してまいります。	イ 反映済み
49	第5章 施策の推進 5.4 文化芸術活動の機会の拡大	平塚文化センターへ行くまでのアクセスや移動手段についても考慮してほしい	平塚文化芸術ホールは、来場者には公共交通機関の利用をお願いする計画となっています。なお、車いす専用駐車場の整備や大ホールにおける車いす専用座席を確保する等、バリアフリーに配慮した施設といたします。	エ その他
50	第5章 施策の推進	情報の発信について、ウェブ発信が多くなってきましたが、文字の発信も必要と思われます。	障がい者に配慮した情報提供の促進や利用しやすいさの向上を推進してまいります。	イ 反映済み

5 1	<p>第 5 章 施策の推進</p> <p>5 5 点字広報紙・声の広報紙の発行の継続</p>	<p>点字と声の広報を現状出しているが、現状と同じ目標というのはどうなのか。もう少し目標は高くしていただきたい。市議会だよりは、議会でだしているものだが、市で出しているのが、今は抜粋になっているが、全文でだしていただくような、目標を広報紙だけにしないでいただけたら。</p>	<p>点字広報紙・声の広報紙は、広報ひらつかの発行に合わせて発行しています。発行にあたっては、利用者の声などを聴きつつ、適正な情報発信に取り組みます。</p> <p>なお、議会だよりについても議会だよりの発行に合わせて点字版と音訳版を発行しています。音訳版は全文を紹介していますので、点字版と合わせてご利用いただければと思います。今後も適正な情報発信に努めてまいります。</p>	ウ 参考
5 2	<p>第 5 章 施策の推進</p> <p>5 6 きめ細やかな情報提供の推進</p>	<p>情報収集について、視覚障がい者や聴覚障がい者だけでなく知的障がい者や発達障がい者の方も情報収集が難しいので、計画に取り入れてほしい。</p>	<p>取組 5 6 「きめ細やかな情報提供の推進」では、「障がい特性に応じた配慮を行う」としていません。</p>	イ 反映済み
5 3	<p>第 5 章 施策の推進</p> <p>5 6 きめ細やかな情報提供の推進</p>	<p>調査件数 1 回とあるがどういう調査を行うのか尋ねたい。</p>	<p>次期計画を改定する際に広く意見を伺うために障がいのある人やご家族を対象として行うアンケート調査を想定しています。</p>	エ その他
5 4	<p>第 5 章 施策の推進</p> <p>5 7 自己選択ができる情報提供の促進</p>	<p>自己選択ができるだけの情報提供ができるように代読の研修を事業所ではヘルパーに対して行っていると思うが、事業所ではなく市で行っていただきたい。事業所で行っている研修ではどのような研修を行っているのかわからない。どのような研修を行っているか分かるようにしてほしい。</p>	<p>本市が事業所職員に対する研修については、虐待防止や差別解消等の障がいに対する理解啓発に関するものを中心に行いますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ 参考

55	<p>第5章 施策の推進</p> <p>57 自己選択ができる情報提供の促進</p>	<p>73ページの項目57の「自己選択ができる・・・」について：現状の欄で、自立支援協議会を通じて情報提供を実施したとの記載があるが、具体的にはどのような事業を指すのか？ 自立支援協議会の委員として出席しているが、当事者やご家族向けに、自立支援協議会が当事者の自己選択・意思決定に資する程の情報提供の事業を行った記憶がない。</p>	<p>相談支援専門員を対象とした研修を通じて、障害福祉サービスを必要とする方が効果的にサービスを活用できるように、計画相談支援体制の充実等を行っています。</p>	イ 反映済み
56	<p>第5章 施策の推進</p> <p>58 ウェブアクセシビリティ方針の推進</p>	<p>視覚障害者でもわかるようなウェブサイトにしてほしい。</p>	<p>本取組は、障がいの有無にかかわらず、すべての方に見やすいウェブサイトを目指すものです。</p>	イ 反映済み
57	<p>第5章 施策の推進</p> <p>59 意思疎通支援事業の推進</p>	<p>ここは聴覚障がいの方のことが書いてあると思うが、視覚障がい者は意思疎通に問題がないように思われるが、言葉だけでなく文字が介在すると意思疎通にはやはりならないので、情報提供はしっかりしていないと、意思疎通も十分にはできないということになるので、その点も考えていただきたい。</p>	<p>視覚障がいのある方に対する情報提供については、「きめ細やかな情報提供の推進」の中で取り組んでまいります。</p>	イ 反映済み
58	<p>第5章 施策の推進</p> <p>60 歩道のバリアフリー化の推進</p>	<p>平塚駅南口に障がい者用駐車スペースがなく、目標の中にも掲げられていないので、推進していただきたい。</p>	<p>平塚駅南口広場は、限られた敷地の中に路線バス、タクシー、一般車両が乗り入れており、現状の利用形態で障がい者用駐車スペースを設置することは難しい状況です。そのため、障がい者用駐車スペースを設置するには、広場の全体的な改修が必要ですが、その実現には長期的な取り組みが必要となります。いただいた御意見は、広場の全体的な改修が具体化される際の参考とさせていただきます。</p>	ウ 参考

59	<p>第5章 施策の推進</p> <p>63 タクシー利用料金の助成</p>	<p>移動するにあたり、タクシーの利用頻度は高いので、タクシー利用料金の助成を増額してほしい。</p>	<p>タクシー利用料金の助成については、引き続き、近隣市町の動向を注視するとともに、制度の維持に努めてまいります。</p>	ウ 参考
60	<p>第5章 施策の推進</p> <p>64 ノンステップバス導入の促進</p>	<p>ノンステップバスは普及してきましたが、まだ乗り降りに不便があるので、リフト付バスも検討してほしい。</p>	<p>本市では、関係機関や市民団体等で構成する「バリアフリー推進協議会」を設置して、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくバリアフリー化を進めており、路線バス車両につきましては、事業者と連携してノンステップバスの導入を推進しております。</p> <p>ご意見をいただきましたリフト付きバスは、床下に収納スペースを設ける必要があるために低床化が困難な高速バス、定期観光バス等への導入が目標として掲げられおり、日常生活で多くの方が利用される路線バスにつきましては、今後も、ノンステップバスの導入を推進してまいります。</p>	ウ 参考
61	<p>第5章 施策の推進</p> <p>63 タクシー利用料金の助成</p>	<p>障がい者の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るうえで、今後利用者の増加が見込まれます。「助成の拡大を図る」に文言を修正できないかご検討下さい。</p> <p>また、「現状」は利用券の交付枚数ではなく利用人数で表示すべきと考えます。</p>	<p>障がいのある方の行動範囲の拡大や社会参加の促進は、タクシー利用料金の助成と合わせ様々なサービス等によって取り組んでまいります。なお、交付件数は、どれだけ利用されたのかを表すために使っています。</p>	イ 反映済み
62	<p>第5章 施策の推進</p> <p>65 福祉有償運送・住民主体地域内移送の推進</p>	<p>外出支援の方法が増える意味では、福祉有償運送をもう少し周知してほしい。利用をもう少しできる方法と量を増やしてほしい。</p>	<p>自力移動が困難な障がい者や高齢者の移送を支える福祉有償運送については着実に事業所数が増加しているところですが、より効果的な周知を図り、利用者の増加を目指します。</p>	ウ 参考

6 3	<p>第5章 施策の推進</p> <p>6 6 UD (ユニバーサルデザイン) タクシー導入の促進</p>	<p>電動車椅子等外出時、タクシーに乗れない場合があります。UDタクシーのさらなる促進を。</p>	<p>本市では、関係機関や市民団体等で構成する「バリアフリー推進協議会」を設置して、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくバリアフリー化を進めており、タクシー車両につきましては、事業者と連携してUDタクシーの導入を推進しております。今後も、多くの方にご利用いただけるように、UDタクシーの導入を推進してまいります。</p>	ウ 参考
6 4	<p>第5章 施策の推進</p>	<p>知的障がいを持っていると、病院から懸念する病院もあるので、病院や医師会と平塚市が連携をして、受診できる体制を整えてほしい。</p>	<p>障がいを持っていることを理由に受診者を差別することはあってはなりませんので、平塚市医師会へもそのようなことがないようお願いしていきたくと考えます。</p>	ウ 参考
6 5	<p>第5章 施策の推進</p> <p>6 9 障がい者歯科二次診療の支援</p>	<p>神奈川県歯科医師会からもなるべく一次診療にするよう動いており、平塚歯科医師会と情報共有をして適切に一次診療も受けられるようにしてもらいたい。</p>	<p>障がい者歯科診療所は、一般診療所で受診が困難な方が予約制で受診をする二次医療機関となっています。現在、受診希望者が多く、予約が取りづらい状況となっておりますので、平塚歯科医師会へもお願いし、なるべく一般診療所で受け入れていただけるようお願いしていきたくと考えます。</p>	ウ 参考
6 6	<p>第5章 施策の推進</p> <p>7 4 重度障害者医療費の支援</p>	<p>健康でなければ色々な活動もできないので、より充実していただきたい。現状を継続してほしい。目標に「継続」という言葉を入れてほしい。</p>	<p>5か年計画のため、その間の内容をまとめています。</p>	エ その他

67	第5章 施策の推進 74 重度障害者医療費の支援	本制度の支援について毎年要望の1番目に明記しております。透析者は年間156日(1日おきの通院・治療が必要なため)とその治療の多さ、透析時間も一般的に4時間、その前後をいれれば5~6時間拘束されます。だから重度障がい者に認定されていると理解しております。平塚市は1月から小児医療助成の所得制限を撤廃するという英断を下しました。重度障害者医療費の支援についても、踏み込んだ表現ができないかご検討下さい。	今後の取組を進める上での参考にさせていただきます。	ウ 参考
68	第5章 施策の推進 74 重度障害者医療費の支援	目標の「適切な支給を推進します」の意味が分からない。	ご意見を踏まえ、「適切な支給を推進します」から「周知と合わせ、適切な支給を行います。」へ修正します。	ア 反映
69	第5章 施策の推進 80 相談支援事業所による相談体制の充実	障がい福祉課職員の相談を聞く体制を見直していただきたい。また、相談の方向性を示し、相談支援事業所と連携をして相談に乗ってほしい。	今後の取組を進める上での参考にさせていただきます。	ウ 参考
70	第5章 施策の推進 80 相談支援事業所による相談体制の充実	83ページの項目80および、88ページの項目92について ・相談件数について：市障がい者自立支援協議会でも再三指摘されている通り、この集計数は適切な数字ではない。ソール平塚生活支援センターとサンシティ平塚においては、計画相談支援の相談件数も上乗せした数字となっており、地域生活支援事業における委託相談支援事業の相談件数としては正確ではない。また、サンシティにおいては国から委託されている障害者就業・生活支援センターにおける相談件数も含まれている可能	現状の相談件数は、各相談支援事業所から提出されたものを集計しています。ご意見は今後の集計方法や相談員数を検討する際の参考にさせていただきます。	ウ 参考

		<p>性もある。3つの事業所の集計方法を合わせた数字を記載して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員数について：なぜ認定調査員研修修了者数を職員数算定の基礎資料としたのかが疑問。もし職員数を記載するのであれば、仕様書に記載されている人員配置基準を基にするべき。また、資格を問うのであれば認定調査員ではなく、相談支援専門員とするべき。 		
71	<p>第5章 施策の推進</p> <p>80 相談支援事業所による相談体制の充実</p>	<p>6ページ以降にある障がい者数の推移を分析して、相談支援事業所における目指すべき人員配置基準について、見直しを検討して頂きたい。特に精神障がい者数については、増加率が著しいが、相談支援事業所の人員配置には大きな見直しがなされていない。</p>	<p>ご意見は今後の集計方法や相談員数を検討する際の参考にさせていただきます。</p>	ウ 参考
72	<p>第5章 施策の推進</p> <p>82 障がい福祉相談への支援</p>	<p>84ページの項目82の「障がい福祉相談員」について</p> <p>：日々の活動で、障がい福祉課のケースワーカーの皆さんが、市民の方からの相談だけでなく、私たち相談支援事業所からの多くの依頼や相談にも応じて下さり、非常に心強い。計画に記載されている「障がい福祉相談員」には、おそらく市の窓口で市民からの相談に応じている事務職の方も含まれていると思われる。一方、地区担当を持つケースワーカーは7～8名程度で、不足を感じる。相談支援事業所の人員配置基準と同様に、障がい者数の増加に応じて、専門的な資格や経験を持つケースワーカーの増員を希望する。</p>	<p>障がい福祉相談員には市のケースワーカーは含まれていません。</p> <p>ご意見の人員配置基準等については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ 参考

73	<p>第5章 施策の推進</p> <p>89 障がい者福祉団体などへの支援</p>	<p>目標に会員増としているのは結構だが、実情、どこの団体も会員は減っている。それは、会員を増やす手立てがないから。個人情報ということで市から情報は出していただけでないが、手帳交付説明会で本人が受け取りに来るのが分かっているのだから、連絡をもらえれば、伺える時は伺い、ちょっとお話ができればいいなと思っている。視覚障がい者の場合は特に本人が来るのではなくて、家族が取りにくるのではないかと推測している。そうすると本人の希望が捉えられないのではかと思うので、直接家族の方に先輩としての話をしたいと思っている。こういうことをしていけば会員増にもつながるのではないかと思うし個人情報の問題もないのではないか。</p>	<p>団体の紹介等はこれまでも手帳交付説明会やイベント開催時行っています。また、制度案内、市のホームページでも掲載し、広く周知しています。</p>	ア 反映
74	<p>第5章 施策の推進</p> <p>90 地域作業所移行型地域活動センター事業の支援</p>	<p>87ページの項目90の地域活動支援センター事業について ：今後も利用者数の増加を見込んでいただき、非常にありがたい。他市町の傾向を見ると、国給付の事業への転換を促すところも散見されるが、地域性や利用者それぞれの特性に応じて柔軟に支援ができる地域活動支援センターの存在は重要。</p>	<p>ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	ウ 参考
75	<p>第5章 施策の推進</p> <p>91 障がい者自立支援協議会の充実</p>	<p>自立支援協議会の取り組みについて、先進的に取り組んでいる地域を参考にして、よりよく進行していただきたい。</p>	<p>ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	ウ 参考

76	<p>第5章 施策の推進</p> <p>9.1 障がい者自立支援協議会の充実</p>	<p>委員としてうまく報告ができていないのかもしれないが、協議だけで虚しさを感じる。協議だけでなく、行動を伴うようなことに進んでいけたらと思う。協議会の委員に当事者が少ない。参加者がいるかいないかという問題はあるが、もう少し当事者を増やして話をすると意見が活発になると思う。</p>	<p>ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	ウ参考
77	<p>第5章 施策の推進</p> <p>9.2 相談支援事業所による相談体制の充実</p>	<p>ここには相談員の人数は書いていないが、取り扱い件数はすごい件数。相談員は恐らくいても3～4名なのではないかと思っている。そんな人数で本当に相談支援になっているのかと思う。かかえている問題はずいぶん大きく、警察や裁判所と関わったり、本当に大変だなと思う。この件数を人数が少ない中で行い、計画も立てたり、相談にのったり、頭の下がる思い。もう少し相談員の人数を増やしたらどうなのかなと思う。そうしないとよくなっていかないのではないか。</p>	<p>様々な相談にきめ細かく応じられている結果だと思っています。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ参考
78	<p>第5章 施策の推進</p> <p>9.3 障がい者グループホーム設置の支援</p>	<p>87ページの施策1.1 「地域生活移行……」について項目9.3のグループホーム設置の支援と同じような位置づけで、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」を行う「指定一般相談支援事業所」の設置の支援も検討して頂きたい。精神科病院に長期の社会的入院を強いられている方の数に対して、事業所の数が著しく少ない。事業所数の増加と相談員の資質の向上を計る必要がある。</p>	<p>ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	ウ参考

79	第5章 施策の推進 93 障がい者グループホーム設置の支援	親の高齢化が進み、子の面倒を見ることができないので、精神障がい者向けのグループホームを増やしてほしい。	ご意見は今後の取組を進める上で参考にさせていただきます。	ウ 参考
80	第5章 施策の推進 93 障がい者グループホーム設置の支援	グループホームの介助員やヘルパーの人員不足（特に夜間帯）が問題であり、職員を派遣してもらえるサービスなどを提供してほしい。	ご意見は今後の取組を進める上で参考にさせていただきます。	ウ 参考
81	第5章 施策の推進 94 地域生活支援拠点等の推進	P88 94番 地域生活支援拠点等の推進 目標に「支援体制の構築を推進します」とありますが、ぜひ、多くの機関と面的整備で拠点を作って頂きたいです。 重度障がい者や行動に難のある大変な人は、短期入所等の利用を断られる事があり常に家族が支えざるを得ない状況です。 自身の手術を先延ばしにし、旅行もせず様々な制約の中で生活している家族が多々おります。	地域生活支援拠点等の推進に際してのご意見として参考にさせていただきます。	ウ 参考
82	第5章 施策の推進 95 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進	この取組を早急に実施していただき、家庭内での問題を地域で気軽に相談できる環境整備を進めてほしい。	本市の精神障がい福祉に係る相談体制の在り方については、現在「平塚市障がい者自立支援協議会」などにおいて検討しているとあります。 支援者や医療機関などの関係事業所間で連携し、精神障がい者が地域生活で安心して暮らせるよう、取組を推進していきます。	イ 反映済み

83	<p>第5章 施策の推進</p> <p>95 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>89ページの項目95の「精神障がいにも対応した・・・」について：担当課が障がい福祉課となっているが、精神障がいのある方についても高齢化が著しい。そのため、地域包括ケア推進課や高齢福祉課にも積極的に関わって頂けるように働きかけて頂きたい。</p> <p>精神障がいがあっても、また、精神科病院に長く入院していたとしても、地域に戻って地域で生活するために、高齢者の支援を滞りなく受けられるように、市の担当課も意識を共有して頂きたい。</p>	<p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムでは、精神障がいのある方の地域移行を進める上で、様々な関係機関との連携が大切であると考えています。ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	ウ 参考
84	<p>第5章 施策の推進</p> <p>97 避難行動要支援者登録制度の推進</p>	<p>登録者数が増加しているが、それをサポートする人である人的パワーが足りおらず、実際に災害が起きた時にサポートに行けるのか不安を感じるので、市で対応を考えてほしい。</p>	<p>「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を「避難行動要支援者避難支援指針」に改訂し、避難支援者を決める方式について、個別に避難支援者を決める従来のマッチング方式に加え、災害発生時等にあらかじめ決められた場所に集合した自治会等のメンバーで避難支援を行うチームディフェンス方式を提示し、地域の実情に応じた支援体制の構築を促進します。</p>	イ 反映済み
85	<p>第5章 施策の推進</p> <p>97 避難行動要支援者登録制度の推進</p>	<p>特に災害の避難行動要支援者の問題も、登録者に対して支援者が33%くらいだが、こういうことについてどのように取り組もうとしているのかわからない。一度、障がい者の避難訓練に参加したことがあるが、そのことを参考にしていると思えない。今までやったことを書いていっただけで、今後、どういことをやるのかわからない。もっと具体的に、障がい者が参加する避難訓練を是非やってもらい</p>	<p>地域の方が避難支援に取り組みやすい環境づくりを進め、避難行動要支援者の方の安心安全を充実することを改訂の主眼とし「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を「避難行動要支援者避難支援指針」に改訂します。避難行動要支援者名簿の提供先である避難支援等関係者について、従来の自治会及び民生委員児童委員に、警察・消防・市社協・高齢者よろず相談センターを加え、支援体制の拡</p>	ウ 参考

		たい。その際、色々なボランティアに頼んで、色々な障がい者がどこかの場所を選んで一晩泊まってみるという計画を是非、市が立ててもらいたい。	充を図っています。また、避難支援者を決める方式について、個別に避難支援者を決める従来のマッチング方式だけではなく、災害発生時等にあらかじめ決められた場所に集合した自治会等のメンバーで避難支援を行うチームディフェンス方式を地域が選択できるよう提案しています。 障がい者の避難訓練参加については、避難行動要支援者支援の取り組みがより実効性のあるものになるよう、今後の訓練の参考とさせていただきます。	
86	第5章 施策の推進 97 避難行動要支援者登録制度の推進	地震、風水害等の自然気象災害に備えて、防災体制の整備を引き続きお願いします。市内福祉施設は、障がい児・者の被災時の受入れ協定を結んでいます。具体的なシュミレーションができる情報提供、情報共有と防災ネットワークの連携をお願いします。	災害発生時などに円滑な障がい者等の受け入れができるように、緊急受け入れ協定を締結している福祉施設等と災害時の受入れ手順について確認する等、情報共有の連携に努めてまいります。	ウ 参考
87	第5章 施策の推進 97 避難行動要支援者登録制度の推進	災害時、吸引機等電気を必要としている障がい者、お年寄り等電力の確保、バッテリー等の予備、水等当事者の自助努力も必要ですが、病院・施設等の協力が出るよう働きかけ。	自分自身ができる備えを日頃から行うことがとても大切ですので、ご自宅でバッテリーを確保することも備えの一つです。また、災害発生時等には、病院や福祉施設では入院・入所者や傷病者の対応がありますが、市としましては連携に努めるとともに、福祉避難所等の備蓄について検討してまいります。	ウ 参考

<p>88</p>	<p>第5章 施策の推進 97 避難行動要支援者登録制度の推進</p>	<p>・P90 97番 避難行動要支援者登録制度の推進</p> <p>支援者名を記載する現状では心理的な負担も大きく、隣人や組内での支援が一番なので、制度の広がりには困難かと思えます。目標はこの制度の強化となっておりますが、もっと具体的な施策がよいです。</p> <p>例えばモデル地区を設定し、障がい者が参加できる避難訓練を目指し、地域と障がい者（家族）と第三者としての支援者による話し合いの場を何度も持ち、理解を深めていく取組など。</p> <p>地域の中で孤立しがちな障がい者（家族）に、さあ、避難訓練に出ましようと言ってもなかなか厳しいものがあります。</p> <p>けれど、寄り添ってくれ、障がいの説明をしてくれたり、トラブル時に間に入ってくれたりする第三者の存在があると、全然違います。</p> <p>モデル地区で出てきた課題等を検討し、全市に広げていければと思うのです。</p> <p>私事で恐縮ですが、長時間にわたる厳粛な中学校の卒業式に放課後等デイの職員さんが卒業生だからと同行して下さり、針のむしろ状態ではなく式を眺めることができました。寄り添って下さる人がいるだけで、こんなにも風景が違うのかとありがたかったです。</p>	<p>ご指摘のとおり、個別に避難支援者を決める従来のマッチング方式では避難支援者個人への負担が大きいため、自治会の組内（チーム）で支援をできるよう、庁内外で検討してまいりました。「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を「避難行動要支援者避難支援指針」に改訂し、従来のマッチング方式に加えて、災害発生時等にあらかじめ決められた場所に集合した自治会等のメンバーで避難支援を行うチームディフェンス方式を提案し、地域の実情に応じた支援体制の構築を推進します。</p> <p>ご指摘のモデル地区については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>	<p>ウ 参考</p>
-----------	---	--	---	-----------------

89	<p>第5章 施策の推進</p> <p>101 防犯対策の推進</p>	<p>ハード面のことはどこにかかれるのか。当然防犯意識は持っているのか。当然防犯意識は持っているのか。意識だけ高まっても犯罪はなくならないと思う。ハードも進めるようなことを考えていただきたい。</p>	<p>ハード面については、防犯対策として、平塚市総合計画の「基本施策2-⑨日常生活の安心・安全を高める」において、防犯設備の整備・充実を図ることについて記載し、防犯街路灯及び防犯カメラの設置・維持管理に関する事業を進めています。個別計画である平塚市障がい者福祉計画においても、県計画の内容に合わせて、防犯の啓発に関する内容を位置付け、防犯意識を高める取組について記載しています。</p>	イ 反映済み
----	-------------------------------------	--	---	-----------

<お問い合わせ先>

平塚市福祉部障がい福祉課

電話：0463-21-8774

電子メール：shogai@city.hiratsuka.kanagawa.jp